

在米日系企業の 新型コロナウイルス対策に関わる 緊急・クイックアンケート調査結果

2020年3月27日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューヨーク事務所

サンフランシスコ事務所

ロサンゼルス事務所

シカゴ事務所

アトランタ事務所

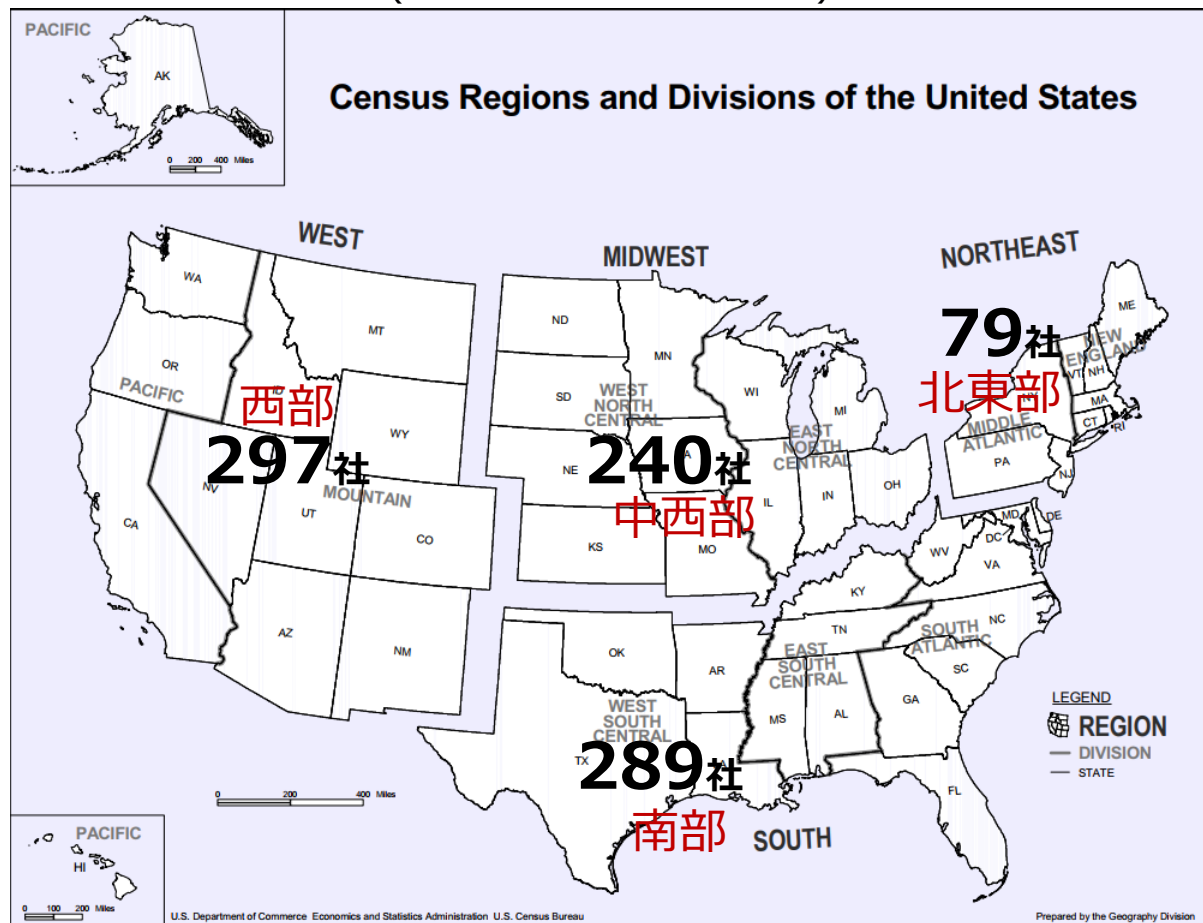
ヒューストン事務所

■ 調査の実施概要

調査実施調期間： 2020年3月24～26日

回答企業数： 905 社

(回答企業数の地域別内訳)



❖ 業種別企業数

製造業： 489 社

非製造業： 416 社

❖ 規模別企業数

1～10人： 239 社

11～100人： 332 社

101～500人： 192 社

501人以上： 142 社

出所：米商務省センサス局の地域分類を基にジェトロ作成 (注) ハワイ州は西部に含む

■ 調査結果のポイント

1. 業務遂行への支障

- 9割の企業が在宅勤務を実施。うち、1割の企業に「大きな」支障を含め、8割を超える企業で「何らかの」支障が出ている。社内外との意思疎通、製造や倉庫などの現場作業、経理処理、在宅時の生産性など。
- 在宅勤務にそぐわない社員を抱える企業のうち、自宅待機にもかかわらず、給与を全額支給している企業が半数に迫り、大きな負担に。
- 現時点では、約3分の2の企業が駐在員とその家族の一時帰国を予定していない。検討中は13.9%。

2. 生産・販売への支障

- 感染拡大により、7割の企業の売上げが「減少」。
- 製造業における売上減の要因は「国内需要減少」(取引先の減産を含む)とする企業が約7割を占め、「自宅待機令による工場停止」(20.8%)がこれに続く。
- 通常レベル未満の稼働率の企業(生産自体を中断した企業含む)が5割を上回る。その要因は「受注減」など需要面と「欠勤者増加」による従業員不足。

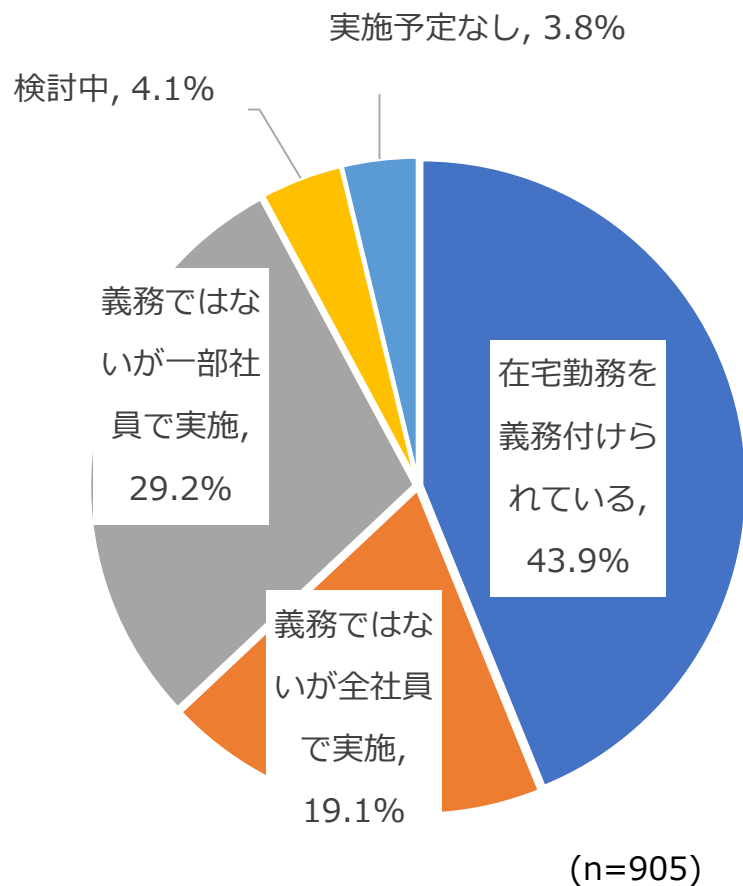
3. 対処に苦慮している課題

- 対処に苦慮する最大の課題は「労務」。特に、中堅・中小企業は連邦・州法上の留意点が分かりにくいので日本語で知りたい、との声が非常に多い。労務のほかには「ビザ」「資金繰り」。公的支援策情報を求める声大きい。

これを受け、ジェトロは現地専門家等も活用し、「連邦や州、郡、市レベル雇用・融資等に関する支援策」の北米での情報提供体制を一層強化していく。

1. 在宅勤務の導入状況

- 在宅勤務が義務付けられていない企業を含め約9割が実施。



(一部実施の場合の対象者の例)

■ 職種

- 営業、総務、経理、管理、技術、顧客サービス、マーケティング、デザイナー など
- 工場・倉庫などの現場業務以外、生産・試験研究施設関連業務以外

■ 通信環境

- 自宅から社内ネットワークにアクセスできる人
- 暗号通信できる人

■ 体調や家庭の事情

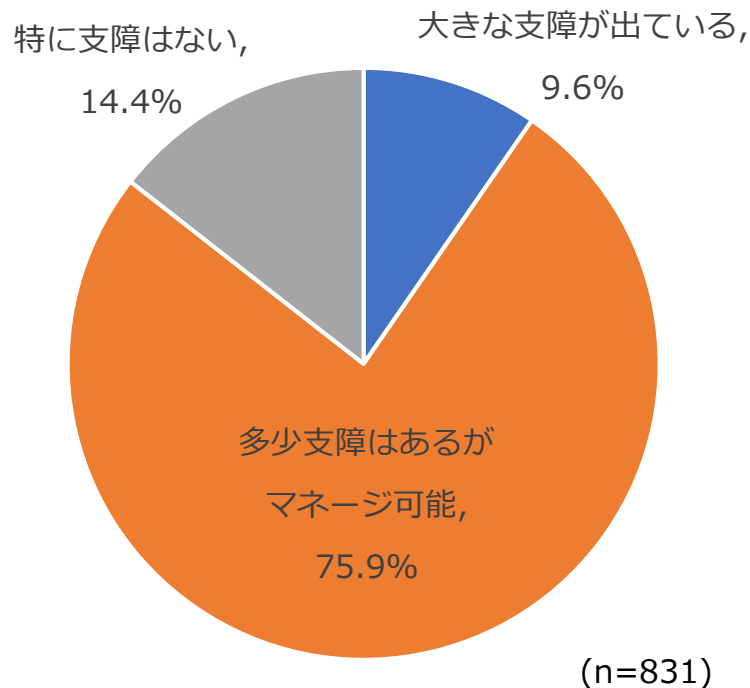
- 2週間以内に飛行機・船を利用した人、
- ハイリスクの人（高齢者、妊婦）、子供のケアをしなければならない人

■ その他

- 希望者
- 全社員をAチーム、Bチームに分けて交替で出社
- 現地採用社員は全員、出向社員はこれから
- 各部署の上司の判断

2. 在宅勤務による支障

- 8割を超える企業で何らかの支障が出ている。
- 支障の例としては、社内外とのコミュニケーション、製造や倉庫などの現場作業、経理処理、在宅時の生産性に関するものなど。



(支障の例)

- 業務遂行上の制約
 - 製造やサービス提供ができない
 - 業務停滞、受注減
 - 店舗閉鎖なので売上がゼロ、飲食店だが宅配経験なし
 - 訪問営業や来店対応ができない、出張できない
 - 顧客サポートができない
 - 倉庫での貨物の受取・出荷ができない
 - オフィスでしか使用できない機器やシステムがある
 - 決算や支払業務で支障
 - 郵便物受取りができない
 - 客先や共同事業者とのコミュニケーション
 - 営業はウェブ会議や電話では難しい
- 業務管理、生産性
 - 社員の業務進捗状況の把握が難しい
 - 事務所勤務時と成果の差が大きい
- その他
 - クラウド機能、通信環境が整っていない
 - 高性能PCが使えない、CADの動作が遅い

3. 在宅勤務できない人への給与支払い

- 現場勤務などのNon-Exempt社員（時給払い）で、在宅勤務できない社員がいる場合、給与を全額支給している企業は46.5%。
- 中には、期限を決めて全額支給し、その後給付内容を変更する例も。

(その他の例)

■ 休暇制度活用

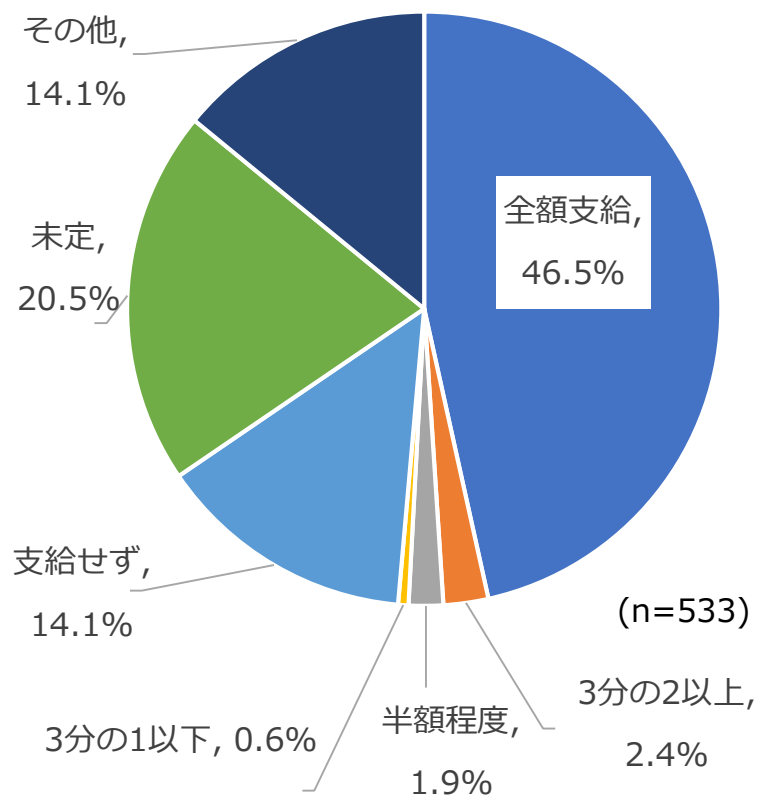
- まずは病休やPTOを使用してもらう。その後は無給休暇
- Unpaid Leaveで休職
- 期間によるが、PTOを使い、消費後は失業手当の申請
- PTOを利用、上限越えは政府の援助を待つ対応
- Paid Sick Leave適用
- 4/1まで失業保険申請、4/2以降Paid Sick Leave適用予定
- Vacation, Sick leaveを充当。使い切ったら無給

■ 支給期限・上限あり

- 1週間の賃金を特別支給
- 2週間全額支給、以後60%
- 2週間に限定して全額支給、80時間を上限として全額支給
- 2週間程度であれば全額支給。それ以外は検討中。
- 現状全額支払っているが、長期化した場合の対応を検討中
- 一定期間は全額支給。その後は従業員の有給休暇で対応

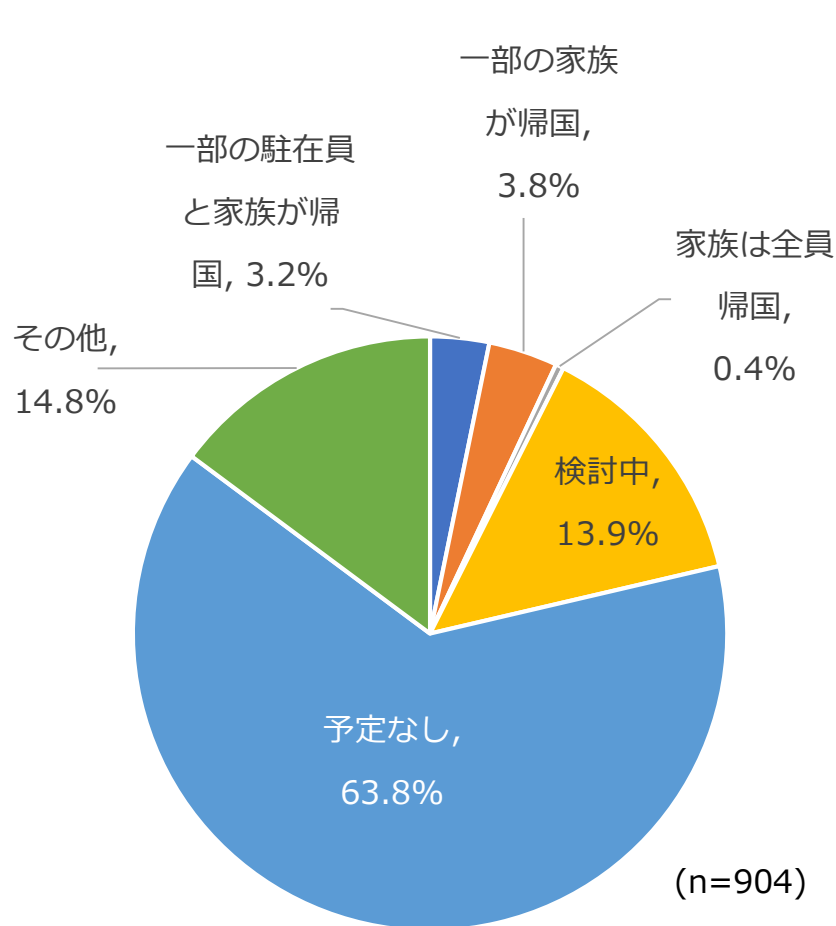
■ その他

- 事業休止に伴い一旦Lay-Off
- 休校に対する処置と感染や疑い等のケースで異なる



4. 駐在員の一時帰国状況

- 外務省は3月22日、米国全土を感染症危険情報を「レベル2」に引き上げ。現時点では約6割が一時帰国の予定なし。一方、14%が今後の帰国を検討中。
- その他の中には、希望者には許可するという例も多い



(その他の例)

■ 希望者

- 希望があれば帰国させている
- 希望に応じて帯同家族帰国プログラムあり
- 希望調査を実施中

■ 状況次第

- 今後の状況に応じて対応する
- 事業や学業が長時間滞ればいくつか選択肢を検討する
- 従業員・家族に危機が及べば検討する
- 治安悪化の場合は検討する
- レベル2は任意、レベル3で家族の帰国勧告
- 現時点ではビザ更新必要者のみ

■ その他

- 拠点長を残し全員帰国の方針。3月末を目指し対応中
- 親会社方針に従う、米国側にはあまり決定権がない
- 現地採用者しかおらず該当なし、単身者しかいない
- 元々帰任が決まっている者を予定通り帰国させる
- 日本が帰国者への隔離を決めたので帰国をあきらめた

5. 従業員対応で苦慮していること

- 業務面：在宅勤務における業務管理、コミュニケーション
- 衛生面：従業員の健康確保、職場の安全確保、衛生意識
- 給与面：給与保障

(回答の事例)

■ 業務面

- リモートワークをする人とオフィスワークする人との公平性を保つことが難しい。
- 学校や保育機関が閉鎖されている。自宅での子育て・教育と平行して在宅勤務することが求められる。家庭によっては仕事環境を維持することが困難。
- コミュニケーション不足による軋轢が生じる。

■ 衛生面

- 文化の違いによるものか、マスク着用を必須とするのが難しい。
- 現場社員同士が6フィート以上の距離を保つのが難しい。
- Essential manufacturerのため、操業自体は可能であり必要業務もある。一方で、地域に自宅待機令が出ており、従業員の安全確保と業務遂行のバランスに苦慮している。
- 社員、社員の家族がコロナになった場合（疑いがある場合を含む）の対応フロー。

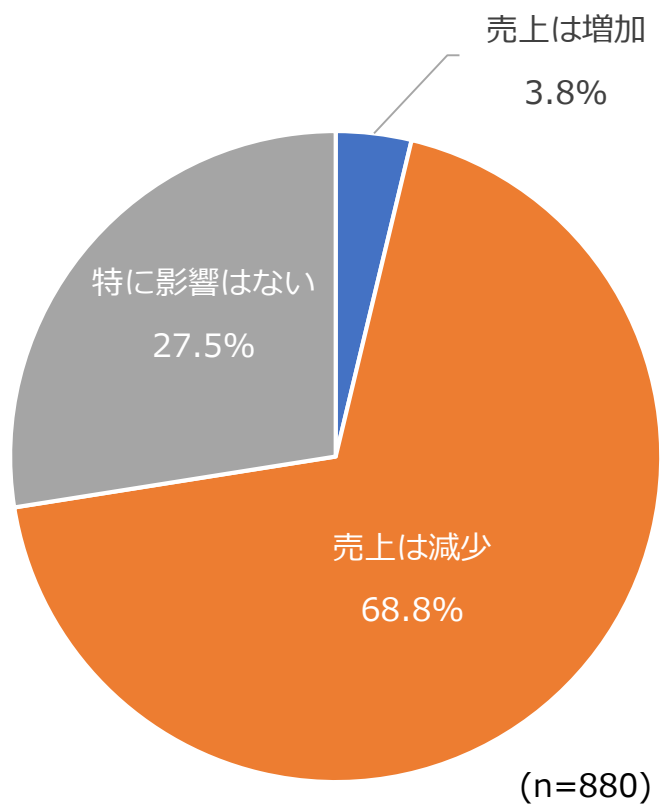
■ 給与面

- 今週から工場の従業員を自宅待機とした。外出禁止令で工場の閉鎖が長引く場合、いつまで給与補償を続けるべきか難しい判断を迫られている。
- 今後売り上げがない場合の給与支給期間、解雇など。
- 生産停止が続く中で、従業員の給与をどうしていくか。無給とした場合、従業員の確保をどうするか。
- 時給社員とSalary社員との待遇差の取り扱い

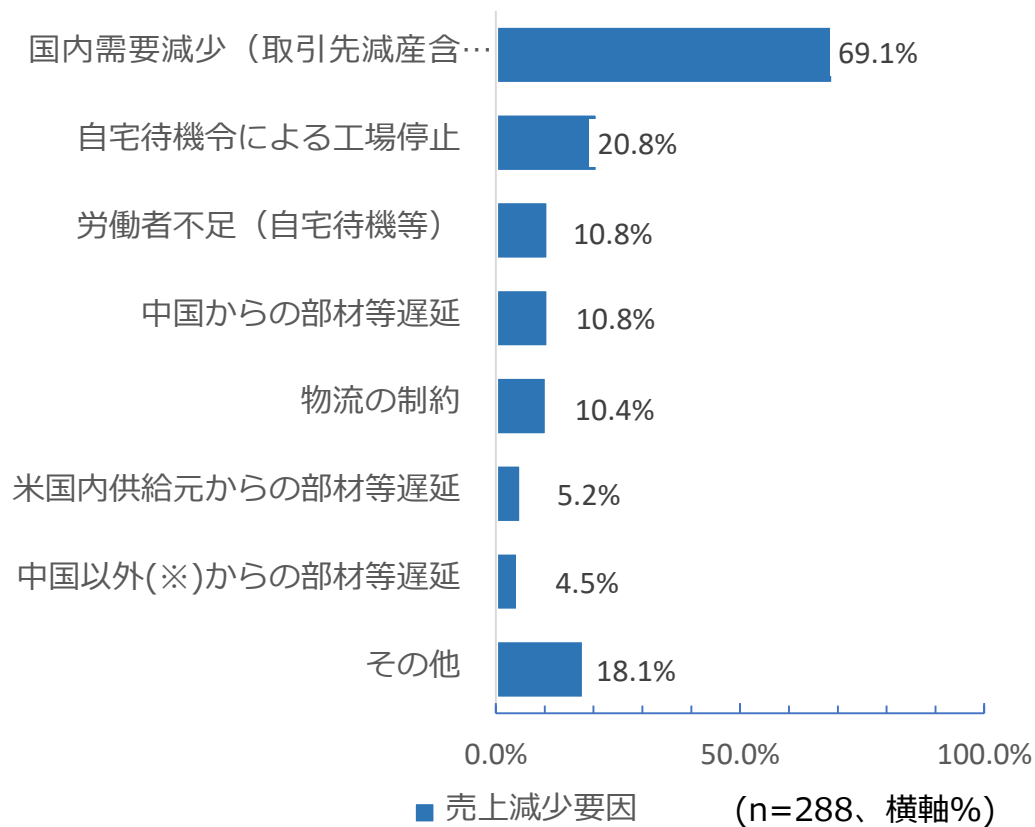
6. 売上への影響

- 約7割の企業で売上が減少（製造業・非製造業ともに）
- 製造業における売上減の主な要因は、国内需要減が最も多く、自宅待機令による工場停止、労働者不足と続く。部材の遅延も一部にみられる。

売上への影響（製造業・非製造業）



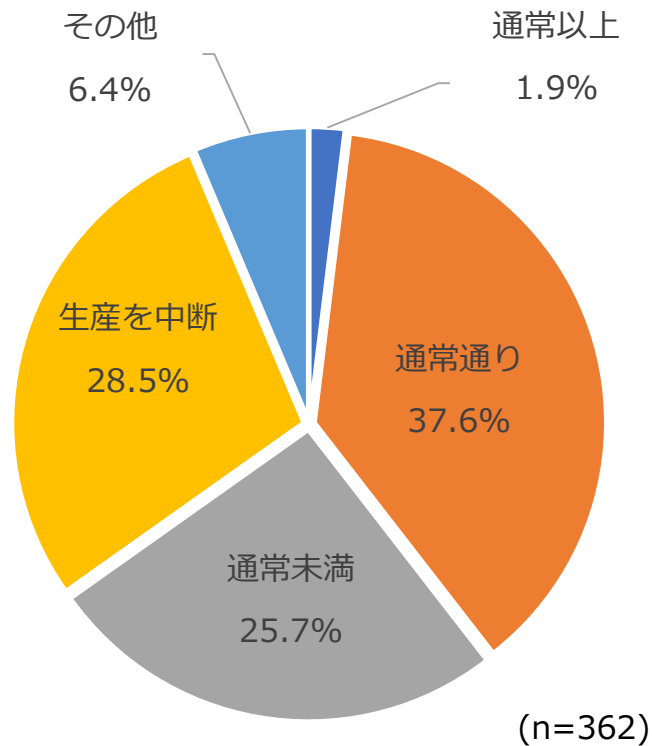
売上減少要因（製造業）※複数回答可



※ 中国以外の例：台湾、フィリピン、マレーシア、インド、欧州、日本

7. 生産状況

- 生産を中断または通常未満の生産をしている企業は **5割超**。
- 主な要因は受注減など需要減少、欠勤者の増加による工場従事者の減少。



(通常未満の生産となっている要因)

- 現場作業従事者不足
- 客先受注減による生産量減
- 感染予防対策により稼働率が若干低下
- 残業による生産を中止
- 欠勤者が増加
- ライン数を減らしている
- 飲食店の閉鎖に伴う減少あり
- 需要に合わせ、生産量減産
- 客先に合わせ一部のみ稼働
- 残業なし、自主休暇願への対応
- 自動車ビッグ3等の生産調整を反映した減産
- 生産現場の人員減(子供の世話)による総稼働時間減

(通常以上に生産している要因)

- 食品製造で受注が通常を大きく上回っている
- 病院が必要としているモニタリング装置や人工呼吸器を生産・販売しているため
- お客様の在庫積み上げ

8. 対処に苦慮している課題(その1)

(回答の事例)

■ ビザ、入国規制

- 米大使館の面接が停止しビザの更新ができず、I-94の有効期限までしか就労できない。
- 3~4月の人事異動の多くについて一旦延期状態。再開時期が読めず、新規赴任者の予定が立てられない。
- 日本政府からビザ延長など例外措置について要請して欲しい。

■ 資金繰り

- 事業資金繰りが最大の懸念。日本人オーナーの場合、米国からの支援が期待できない。
- 飲食店は宅配と持ち帰りだけでどれだけ継続できるか心配。
- 外出禁止令の期間によっては事業資金繰りが厳しくなる。ビジネス活動停滞で売掛回収が遅延する。

■ 事業継続

- 自動車メーカーが工場を閉鎖したため、部品サプライヤーは休業や減産を余儀なくされている。
- メキシコ（工場はティファナ）で感染者が増えると、生産が止まってしまう懸念。
- 食品工場で使用するマスクの在庫があと1ヵ月しかなく、次の入荷予定は6ヵ月後。

■ 自宅待機命令への対応

- 州ごとの自宅待機命令の発動と“Essential Business”の定義のばらつき。
- 事業継続できる“Essential Business”の定義について、捉え方が自社判断に任されているのか、何か特別な承認を州、国から受ける必要があるのか、よく分からない。
(ジェトロ注) NY州やPA州など一部の州では、事業継続の申請を受け付けている場合がある。
- 事業継続できるカテゴリーが曖昧。客先メーカーにより見解が異なる。メーカー側の休業期間も異なるため一斉休業が取れない。
- “Essential Business”について州政府から正式な許可などが出るわけではないが、日本での報道との温度感から親会社への報告に苦心する。
- “Essential Business”業種に対してサービスを欠かすことができない。弁護士に相談し、人数を絞って営業している。

8. 対処に苦慮している課題(その2)

(回答の事例)

■在宅勤務

- 皆が在宅勤務されると困るが、人数をコントロールすることが難しい。
- 子弟を持つスタッフが子供のケアで在宅が必要。来週以降の業務体制の確立が見通せていない。

■事業者に対する特別救済措置

- 米国で適用される特別救済措置などの情報をいち早く教えてほしい。
- 在宅勤務できないスタッフにも全額給与支払いしているが、米国政府がこのコストを補填してくれるのか。

■従業員対応

- 従業員に不満が出た時や、従業員やその家族に感染者が出た場合の処置(消毒、隔離など)に悩んでいる。
- 採用で直接面接ができない。
- 悪化する報道ばかりで先行きが見えず従業員対応が難しくなっている。

■日常生活

- マスク、手袋、サニタイザー(消毒液)など感染予防に役立つ物資、食品や紙類などが購入できない。
- 東洋人に対する差別感情の高まり。銃の販売が増加している。安全確保に対する不安。風評被害。

■日本への一時帰国

- 駐在員の一時帰国の判断が難しい。
- 自宅隔離かホテル等隔離かの区別基準が分からないと準備ができない。

■その他

- 3月末決算のため、上場している日本に合わせてレポートすることができるか監査法人の対応を検討中。
- 州の情報が日本語であると助かる。

ジェトロのウェブサイト 「新型コロナウイルス感染拡大の影響」の特設ページをご活用ください

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

◆ > 国・地域別に見る > 特集：新型コロナウイルス感染拡大の影響

特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響

 このページを印刷する

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる肺炎の感染が拡大しており、感染者や死者が増加するなど状況が深刻化している。本特集では、中国および世界各国の感染状況やその対応などについて報告する。

 **北米**

- ・ 新型コロナウイルスに関連する事業者・ビジネス関連措置
- ・ 各州政府等の措置などのリンク集

 **中国**

- ・ 動画によるワンポイント解説
- ・ 中国各地域の企業等に対する支援策
- ・ Q&A

 **お問合せ・相談窓口ご案内**

新着ニュース（ビジネス短信）

 [ビジネス短信TOPへ](#)

中国	アジア	オセアニア	北米	中南米	欧州	ロシア・CIS	中東	アフリカ	世界
2020年3月27日	遼寧省、省内統一の健康コードの普及を推進(中国)								
2020年3月27日	現在有効な訪中査証や居留許可を有する外国人の中国への入境を暫定的に停止(中国)								
2020年3月27日	広東省、新型コロナウイルスに対応する商業服務区営業再開ガイドライン（第3版）を発表(中国)								

Copyright(C)2020 JETRO. All rights reserved

(本レポートに関するお問い合わせ先)

■ 米国

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューヨーク事務所：rept3@jetro.go.jp

サンフランシスコ事務所：sfc-research@jetro.go.jp

ロサンゼルス事務所：lag-research@jetro.go.jp

シカゴ事務所：jetrochicago2@jetro.go.jp

アトランタ事務所：ama@jetro.go.jp

ヒューストン事務所：inqu-hou@jetro.go.jp

■ 日本

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外調査部米州課：ORB@jetro.go.jp